

委 託 業 務 仕 様 書

平成 2 5 年 1 1 月

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(共通仕様書)

第 1 本業務の施行に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」を準用する。また、試掘調査業務に当たって「三重県公共工事共通仕様書」(四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧) を準用する。

(設計図書優先順位)

第 2 設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 契約図書
- (3) 三重県業務委託共通仕様書

(関連業務)

第 3 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

(土地への立入り等)

第 4 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また 業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第 5 受託者は、契約締結後 7 日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理者等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書 (以下「調書」という) に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の 3 日までに発注者に提出するものとする。

但し、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス (059-354-8303) にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第6 契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

- 2 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は4条の規程により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。
- 3 暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ通報し捜査上必要な協力をする事。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 4 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

(特記事項)

第7 業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(特記仕様書)

第8 他別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約によ

る業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【平成22年7月制定（平成25年10月1日一部改正）】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（国土交通省公共測量作業規程、国土交通省公共測量作業規程解説と運用、国土交通省公共測量作業規程記載要領準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ <input type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input checked="" type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したもののについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 A4版 両面印刷2部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当）2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体2部 とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （別紙特記仕様書に明示）
カ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 （市街地乙、平地、現道上、影響をうけやすい）
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> その他

- （注）
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水建設課
平成 25年 12月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成22年7月制定（平成25年10月1日一部改正）】 <input checked="" type="checkbox"/> 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【平成19年制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 下水道管渠施設耐震設計の手引き（四日市市上下水道局下水建設課）【平成26年制定】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書A4版 両面印刷 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当）2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 2部 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA版を原則とし、監督員が協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名（ ）） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（代）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
キ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （別紙特記仕様書に明示）
ク 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
ケ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月版）を準用（一部改定を行った内容も含む（最新改正平成25年10月1日））

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水建設課
平成26年4月

管路長寿命化対策実施設計業務委託

特記仕様書

1. 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、過年度において策定した四日市市公共下水道長寿命化計画（管路施設）の内容を踏まえて、特記仕様書に示す設計対象区域の下水道管路施設の状況を把握し、改築・長寿命化対策を実施するために必要な図書を作成することを目的とする。以下、発注者を甲、受注者を乙とする。

2. 許可申請

乙は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

3. 成果品の審査

- ・乙は、業務完了後に甲の成果品審査を受けなければならない。
- ・成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- ・業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務のかが発見された場合、乙はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

4. 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、甲の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

5. 関係官公庁との協議

乙は、関係官公庁と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

6. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請による。

7. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

8. 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査をしなければならない。

9. 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。

10. 既設管調査

中大口径の管渠について、複合管として設計する場合を考慮して腐食・劣化調査（コンクリート強度試験、中性化試験、鉄筋腐食試験）を行い既設管の劣化状況を調査する。

11. 打合せ

・業務の実施に当って、乙は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。

・設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、乙を甲は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

12. 設計基準等

設計に当っては、甲の指定する図書及び本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について甲と協議の上、定めるものとする。

13. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、甲の係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

14. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

15. 事業計画図書の確認

乙は、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

16. 参考資料の貸与

甲は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

17. 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

18. 対策工法の検討

設計対象路線の最適工法（更生工法・布設替工法等）の選定を行う。ただし、個所別詳細な工法の検討は施工法の比較検討で行うものとする。

19. 設計計画

工法検討により選定された最適工法についての計画を立案する。既存資料から問題点を整理し、仮排水、仮設計画等を併せて検討する。

20. 各種計算

（更生工法）管強度計算、換気計算、流量計算、工程計算等を行う。

（布設替工法）管種、管基礎、構造計算、仮設計算、補助計算、流量計算、工程計算等を行う。

21. 図面作成

（更生工法）位置図、系統図、平面図、縦断面図、構造図等を作成する。

（布設替工法）位置図、系統図、平面図、縦断面図、構造図、仮設図、横断面図、詳細平面図等を作成する。

22. 数量計算

（更生工法）施工種別、管径ごとに施工延長を求め、材料等の数量を算出する。

（布設替工法）施工種別、管径ごとに土工、管、管基礎、構造物、仮設、補助工法等の数量を算出する。

23. 施工法の比較検討

管渠形状・寸法、材質・地盤特性、水量等の条件を考慮し、管渠の老朽度、損傷状態に対応した工法の比較検討を行い、最適工法を決定する。また、工法の比較において、各工法の見積もりをとること。

24. 報告書の作成

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、管内の状況、管路の損傷状態、施工方法、工程表等を集成するものである。

25. 照査の目的)

乙は、業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

26. 照査の体制

乙は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査員を配置しなければならない。

27. 照査の事項

乙は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ・基本条件の内容について
- ・比較検討の方法及びその内容について
- ・設計計画の妥当性について
- ・各種計算の適切性について
- ・各種計算書と設計図の整合性について

28. 提出図書

提出する成果品は次のとおりとする。

(測量)	(1) 測量成果図書	1 式
	(2) その他測量データ	1 式
(詳細設計)	(1) 位置図	1 式
	(2) 系統図	1 式
	(3) 平面図	1 式
	(4) 縦断面図	1 式
	(5) 構造図	1 式
	(6) 仮設図	1 式
	(7) 水理計算書	1 式
	(8) 構造計算書	1 式
	(9) 数量計算書	1 式
	(10) 報告書	1 式
	(11) 工事特記仕様書	1 式
(調査)	(1) 腐食・劣化調査報告書	1 式
	(2) その他調査データ	1 式
(共通)	(1) 打合せ議事録	1 式
	(2) その他参考資料	1 式

29. 設計積算条件

下記の資料を参照とする。

- ・「下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛(案)」
平成24年7月 一般社団法人 管路診断コンサルタント協会
- ・「下水道管路施設 維持管理積算資料2009」
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 *経費率は、平成25年11月を採用